

旭川市火災予防規則（昭和56年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p><u>(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)</u></p> <p><u>第14条の2 条例第58条の3第2項の規定による計画の提出をしようとする者は、当該計画に火災予防上必要な業務に関する計画届出書（様式第3号の2）及び露店等の配置図面その他の関係図書を添付して消防長に提出しなければならない。</u></p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第18条 条例第61条第1項の規定により火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等をしようとする者は、次の各号に定める届出書により消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、その内容が軽易なもの又は第1号、第4号及び第5号の届出の場合で、緊急を要するときは、電話又は口頭によることができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 同項第10号については、露店等の開設届出書（様式第19号の2）</u></p> <p><u>様式第3号の2 (略)</u></p> <p><u>様式第19号の2 (略)</u></p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第18条 条例第61条第1項の規定により火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等をしようとする者は、次の各号に定める届出書により消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、その内容が軽易なもの又は第1号、第4号及び第5号の届出の場合で、緊急を要するときは、電話又は口頭によることができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>